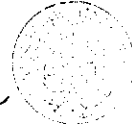


【表紙】

【提出書類】(2) 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の26第1項
【提出先】 関東財務局長
UBS証券会社 東京支店
日本における代表者 マーク・ブランソン
【氏名又は名称】(3)
【住所又は本店所在地】(3) 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【報告義務発生日】(4) 平成 18年2月28日
【提出日】 平成 18年3月14日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名
【提出形態】(5) 連名



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	イービーエス株式会社
会社コード	4282
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所2部
本店所在地	112-0004 東京都文京区後楽2-3-19

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	枝廣泰俊
代表者役職	日本における代表者, 東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】(9)

	当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的により保有している。
--	------------------------------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,011		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C(*注)	5,541	—
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	7,552	N
			O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		7,552
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		5,541

(*注:従前の転換社債券)

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月28日現在)	S	87,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		8.16%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

--

2【提出者(大量保有者)】/2【(7)】

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Securities LLC
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington DE 19808 Delaware, USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年11月14日
代表者氏名	Robert B. Mills
代表者役職	Chief financial Officer
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】(9)

	証券業を営む上でディーリング目的により保有している
--	---------------------------

(2)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	200		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 200	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月28日現在)	S	87,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.23%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

UBS証券へ200貸し株

第3【共同保有者に関する事項】

該当無し

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

- ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
- UBS Securities LLC

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,211		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C(*注) 5,541	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 7,752	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		7,752
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		5,541

(*注:従前の転換社債券)

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月28日現在)	S	87,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		8.38%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、バーンホフシュトラッセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(以下「当行」という。)は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として関東財務局長に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

大森進

ジョン・ウエスト

栗明純生

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

日本における代表者

枝廣 泰俊



平成 18 年 2 月 1 日

Power of Attorney

UBS Securities LLC, a Delaware limited liability company (the “**Company**”) with its Registered Office at 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware 19808, USA, hereby appoints the following persons as the Company’s true and lawful attorney (each an “**Attorney**”), with power for any two of them together or jointly with any other authorized officer of the Company, on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports (“**Reports**”) in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Mark Branson
John West
Susumu Omori
Shinya Abe

UBS AG, Tokyo Branch

Yasutaka Edahiro
Yasuo Nomoto

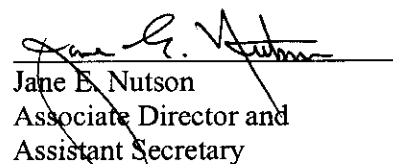
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:


Niall O'Toole
Executive Director and
Assistant Secretary


Jane E. Nutson
Associate Director and
Assistant Secretary

Dated: January 11, 2006

委任状（意訳）

米国デラウェア州法に基づき設立され米国、デラウェア州（郵便番号 19808）ウィルミントンスイート 400 センターヴィルロード 2711 に位置するユービーエス セキュリティーズ エルエルシー（以下、「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の 5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記 1. ないし 4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

ジョン・ウエスト

大森 進

阿部 新哉

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

Niall O' Toole
Executive Director and
Assistant Secretary

Jane E Nutson
Associate Director and
Assistant Secretary

2006 年 1 月 11 日